

別添1

○建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）

				改正案	
				<p>（技術検定の種目等）</p> <p>第二十七条の三 法第二十七条第一項の規定による技術検定は、次の表の検定種目の欄に掲げる種目について、同表の検定技術の欄に掲げる技術を対象として行う。</p>	
管理	<p>電気通信</p> <p>工事施工</p>	<p>管工事施</p> <p>工管理</p>	<p>（略）</p>	<p>検定種目</p> <p>検定技術</p>	<p>（略）</p>
	<p>電気通信工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術</p>	<p>管工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
	<p>（新設）</p>	<p>管工事施</p> <p>工管理</p>	<p>（略）</p>	<p>検定種目</p> <p>検定技術</p>	<p>（略）</p>
	<p>（新設）</p>	<p>管工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
				現行	
				<p>（技術検定の種目等）</p> <p>第二十七条の三 法第二十七条第一項の規定による技術検定は、次の表の検定種目の欄に掲げる種目について、同表の検定技術の欄に掲げる技術を対象として行う。</p>	

(略)

(略)

2 (略)

3 建設機械施工、土木施工管理及び建築施工管理に係る二級の技術検定  
(建築施工管理に係る二級の技術検定にあつては、実地試験に限る。)  
は、当該種目を国土交通大臣が定める種別に細分して行う。

(受検資格)

第二十七条の五 (略)

2 二級の技術検定を受けることができる者は、次の各号に掲げる種目の  
区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 (略)

二 土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理  
、電気通信工事施工管理又は造園施工管理 次に掲げる試験の区分に  
応じ、それぞれに定める者

イ 学科試験 当該学科試験が行われる日の属する年度の末日におけ  
る年齢が十七歳以上の者

ロ 実地試験 次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検  
しようとする種目(土木施工管理又は建築施工管理にあつては、  
種別。(2)において同じ。)に関し三年以上の実務経験を有する者  
で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

(2) 受検しようとする種目に関し八年以上の実務経験を有する者

(略)

(略)

2 (略)

3 建設機械施工、土木施工管理及び建築施工管理に係る二級の技術検定  
は、当該種目を国土交通大臣が定める種別に細分して行う。

(受検資格)

第二十七条の五 (略)

2 二級の技術検定を受けることができる者は、次の各号に掲げる種目の  
区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 (略)

二 土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理  
又は造園施工管理 次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれに定める  
者

イ 学科試験 当該学科試験が行われる日の属する年度の末日におけ  
る年齢が十七歳以上の者

ロ 実地試験 次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検  
しようとする種目(土木施工管理又は建築施工管理にあつては、  
種別。(2)において同じ。)に関し三年以上の実務経験を有する者  
で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

(2) 受検しようとする種目に関し八年以上の実務経験を有する者

- (3) 国土交通大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

(試験の免除)

第二十七条の七 次の表の上欄に掲げる者については、申請により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。

(略)	(略)
二級の技術検定の学科試験に合格した者	種目（建設機械施工又は土木施工管理にあつては、種目及び種別）を同じくする二級の技術検定（検定期間内に行われるものに限る。）の学科試験の全部
(略)	(略)

(受験手数料等)

第二十七条の十 学科試験又は実地試験の受験手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、第二十七条の七の規定により学科試験又は実地試験の一部の免除を受けることができる者が当該学科試験又は実地試験を受けようとする場合においては、当該学科試験又は実地試験につ

- (3) 国土交通大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

(試験の免除)

第二十七条の七 次の表の上欄に掲げる者については、申請により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。

(略)	(略)
二級の技術検定の学科試験に合格した者	種目（建設機械施工、土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種目及び種別）を同じくする二級の技術検定（検定期間内に行われるものに限る。）の学科試験の全部
(略)	(略)

(受験手数料等)

第二十七条の十 学科試験又は実地試験の受験手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、第二十七条の七の規定により学科試験又は実地試験の一部の免除を受けることができる者が当該学科試験又は実地試験を受けようとする場合においては、当該学科試験又は実地試験につ

いて同表に掲げる額から国土交通大臣が定める額を減じた額とする。

2 (略)	(略)	電気通 信工事 施工管 理	管工 事 施工管 理	(略)	目	検 定 種
	(略)	一万三千円	八千五百円	(略)	学科試験	一級
	(略)	一万三千円	八千五百円	(略)	実地試験	
	(略)	六千五百円	四千二百五十 円	(略)	学科試験	二級
(略)	六千五百円	四千二百五十 円	(略)	実地試験		

いて同表に掲げる額から国土交通大臣が定める額を減じた額とする。

2 (略)	(略)	(新設)	管工 事 施工管 理	(略)	目	検 定 種
	(略)	(新設)	八千五百円	(略)	学科試験	一級
	(略)	(新設)	八千五百円	(略)	実地試験	
	(略)	(新設)	四千二百五十 円	(略)	学科試験	二級
(略)	(新設)	四千二百五十 円	(略)	実地試験		